

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 海外視察旅行費用

Q. 当社はこのたび、同業者団体主催の海外視察旅行に参加します。観光も含まれていますが、この費用はどのように取り扱われますか？

A. その旅行に通常要する費用の額に損金等算入割合を乗じた金額は「旅費」、それ以外の金額は「給与」となります。

同業者団体が主催する業務と観光を併せて行う海外視察旅行に参加する場合は、その旅行費用を「旅費」と「給与」に振り分けをしなければなりません。

この振り分けは、その旅行に通常要する費用の額に次の損金等算入割合を乗じて行うのですが、その損金等算入割合に応じて次のように取り扱うこととされています。

損金等算入割合 = 「(A)」 ÷ (「視察等の業務に従事したと認められる日数(A)」 + 「観光を行ったと認められる日数」) (10%未満端数四捨五入)

① 損金等算入割合が90%以上の場合

全額を旅費として処理することができます。

② 損金等算入割合が20%以上80%以下の場合

その旅行に通常要する費用の額に損金等算入割合を乗じて求めた金額を旅費とし、それ以外の金額はその役員または使用人に対する給与(賞与)として処理をします。

③ 損金等算入割合が10%以下の場合

その旅費の全額が旅行者たる役員又は使用人に対する給与(賞与)となります。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/001011/01.htm>

★ 少額減価償却資産

Q. 減価償却資産には、一括で損金にできるものがあるとか。どのようになっているのですか？

A. 減価償却とは費用配分の原則に基づき、取得原価を耐用年数にわたって各事業年度に配分することをいいます。

減価償却資産は、通常、使用期間が1年を超えますので、原則として、期間損益計算を正しく行うため、一定の方法(定額法や定率法など)により、減価償却資産の取得原価を耐用年数の期間にわたり、費用配分しなければなりません。

ただし、取得価額が10万円未満の金額的に重要性の乏しいものや、費用配分の必要のない使用可能期間1年未満の減価償却資産については、事業の用に供した事業年度に全額を損金に算入することが認められています。

また、特例的に、取得価額が20万円未満の減価償却資産については、事業の用に供した事業年度ごとに一括して3年間で損金算入する方法を選択することも認められます。

さらには、一定の中小企業者(資本金1億円以下の会社など)については、平成32年3月31日までの間に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、その取得し事業の用に供した事業年度において取得価額の全額(300万円が限度)を損金の額に算入することが認められています。

この取得価額の判定は税込処理をしている場合と税抜処理をしている場合で異なりますのでご注意ください。

例えば税抜価格98,000円(税込価格105,840円)のパソコンを購入した場合。

税込経理処理方式を採用しておられると取得価額は105,840円となり、少額減価償却資産の全額損金算入の規定は適用できません。

税抜経理処理方式を採用しておられると取得価額が98,000円となり、10万円未満となりますので、事業の用に供した事業年度で少額減価償却資産として損金経理すれば、全額を損金の額に算入することができます。

また、償却資産税の課税対象でも異なってきます。

- ① 10万円未満の一時損金算入資産・・・申告対象外
- ② 10万円以上20万円未満の3年一括償却資産・・・申告対象外
- ③ 20万円以上30万円未満の中小企業特例対象資産・・・申告対象

資 産 税

★ 個人版事業承継税制

Q. 平成31年度の税制改正では、個人版事業承継税制が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A. 平成31年の税制改正で創設された個人版事業承継税制の概要は、次のとおりです。

① 対象期間

平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に行われる相続・贈与が対象

② 納税猶予割合

100%

③ 対象資産

土地、建物、機械及び装置、器具備品、車両・船舶、構築物、無形減価償却資産、生物

④ 対象面積

土地…400㎡、建物…800㎡

⑤ 要件

- ・ 経営承継円滑化法に基づく認定
- ・ 平成31年度から5年以内に承継計画を提出

⑥その他

- ・ 事業を廃止した場合は納税猶予が打切りに
 - ・ ただし、事業者が一定の障害に該当した場合や経営環境の悪化による場合(※)等は、免除・減免措置あり
- (※)直近3年間のうち2年以上赤字の場合や2年連続で売上高が減少している場合など

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/pdf/0019004-009.pdf>

消 費 税

★ リサイクル料の取扱い

Q. 自動車を取得した際に支払うリサイクル料の取扱いはどのようにするのですか？

A. 支出時は「資産計上」し、廃車時に「費用化」します。

課税区分は下記の通りになります。

①リサイクル料金を支出したときの法人税

自動車のリサイクル料金には、シュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金、情報管理料金、資金管理料金があります。このうち資金管理料金については支払った時点で費用処理することができますが、その他の料金については、預託金として資産計上することとなります。

②リサイクル料金を支出したときの消費税

リサイクル料金のうち、資金管理料金については支払った時点で課税仕入れになりますが、その他の料金については預託金になりますので不課税となります。

③リサイクル料金預託済の車を購入した場合

リサイクル預託金相当額は資産計上、消費税は非課税となります。

④廃車したとき

自動車を引取業者に引き渡した時点で、リサイクル預託金相当額を費用処理することができ、仕入控除の対象になります。

⑤下取りで売却した場合

中古車として転売するときのリサイクル預託金相当額は、売主から買主への預託金の譲渡となり金銭債権の譲渡として非課税になります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/41.htm>